

【被扶養者異動届添付書類】

◎原則として、下記のいずれかに該当する場合は被扶養者として認定できません。

- ・年間収入が130万円以上ある方（60歳以上または障害年金受給者は180万円以上）
- ・被保険者の収入の2分の1以上の収入がある方
- ・別居の場合で、被保険者の仕送り額より収入が上回る方
- ・失業給付・傷病手当金・出産手当金等を受給中の方（日額によっては認定可能）

●：必須

○：該当する場合に添付

必要書類	対象者	配偶者	子			実父母
			中学生以下	高校生以上の学生	学生以外	
	所得証明書（写）（所得の内訳記載のもの）	●			●	●
続柄・国内居住の確認	世帯全員の続柄記載の住民票（写）	●	●	●	●	●
学生の方	学生証（写）			●		
配偶者が扶養に入っていない場合	配偶者の所得証明書（写）（所得の内訳記載のもの）、源泉徴収票または給与明細一年分（写）		● 配偶者分	● 配偶者分	● 配偶者分	● 配偶者分
現在収入がある方	勤務証明書	○			○	○
	確定申告書＋収支内訳書（写）	○			○	○
	直近の年金額改定通知書（写）または振込通知書（写）	○			○	○
離職した方	退職証明書（写）、雇用保険の離職票（写）または資格喪失証明書（写）	○			○	○
	雇用保険失業給付に関する申立書	○			○	○
失業給付の受給終了	失業給付の受給終了（写）	○			○	○
別居の場合（いずれか一つ）	直近3か月分の送金証明（写）	○	○	○	○	○
	学生証（写）または在学証明書		○	○		

～ そ の 他 健 保 組 合 が 必 要 と 判 断 し た 書 類 を ご 提 出 い た だ く 場 合 が ご ざ い ま す ～

○認定日について

被扶養者異動届が提出され、組合が受理した日（受付日）が認定日となります。ただし、次の場合は認定日の扱いが変わります。

被保険者の資格取得と同時に申請された場合	被保険者の資格取得日で認定
出生の場合	出生年月日で認定
上記以外の場合	当該事実発生日から30日以内に届出および必要書類が提出され、組合が承認した場合に限って、事実発生日まで遡って認定

○添付書類についての注意事項

送金証明について	銀行通帳（写）、振込書の控え等	※手渡し不可
現在収入がある方の書類について	直近3か月分の給与明細（写）、雇用契約書（写） 確定申告書＋収支内訳書をご提出いただく方はこちらをご確認ください	※源泉徴収票不可
年金確認書類について	直近の年金額振込通知書（写）、 年金に関する申立書	※源泉徴収票不可
公的機関にて発行する書類について	所得証明書、住民票については3か月以内に発行されたものであること	